

少額短期保険業者向けの監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>Ⅲ. 少額短期保険業の監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>Ⅲ-2 保険業法等に係る事務処理 (新設)</p> <p>Ⅲ-2-9 付随業務・関連業務の取扱い Ⅲ-2-9-1・Ⅲ-2-9-2 (略) Ⅲ-2-9-3 少額短期保険業の登録審査時の留意点 法第272条の2の少額短期保険業としての登録申請があった場合は、付随業務・関連業務の審査は、法第272条の11第3項に基づき、登録申請時に行わなければならないため、当該申請書の定款、事業方法書、事業計画等を上記、Ⅲ-2-9-1及びⅢ-2-9-2 (2) に基づき確認を行うこと。</p>	<p>Ⅲ. 少額短期保険業の監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>Ⅲ-2 保険業法等に係る事務処理</p> <p>Ⅲ-2-9 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に関する金融機関の留意事項 「総合指針Ⅲ-2-13 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に関する金融機関の留意事項」に準じて取扱うものとする。 なお、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第39条の2及び我が国の産業活力の再生及び産業活動の革新に関する基本的な指針（以下、「基本指針」という。）九. イ. の中小企業承継事業再生に関する計画の記載事項については、少額短期保険業者の計算書類等の記載方法に則し、以下の点に留意するものとする。</p> <p>(1) 基本指針九. イ. 1. の「有利子負債合計額」は、例えば、保険契約準備金を含む負債性の資金調達手段のすべてを指し、「運転資金」は、例えば、不良債権を除く貸付債権等を指す。</p> <p>(2) 基本指針九. イ. 2. の「経常収入」は、例えば、経常収益を指し、「経常支出」は、例えば、経常費用を指す。</p> <p>Ⅲ-2-10 付随業務・関連業務の取扱い Ⅲ-2-10-1・Ⅲ-2-10-2 (略) Ⅲ-2-10-3 少額短期保険業の登録審査時の留意点 法第272条の2の少額短期保険業としての登録申請があった場合は、付随業務・関連業務の審査は、法第272条の11第3項に基づき、登録申請時に行わなければならないため、当該申請書の定款、事業方法書、事業計画等を上記、Ⅲ-2-10-1及びⅢ-2-10-2 (2) に基づき確認を行うこと。</p>

少額短期保険業者向けの監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p><u>Ⅲ-2-10</u>・<u>Ⅲ-2-11</u> (略)</p> <p><u>Ⅲ-2-12</u> 不祥事件への対応 <u>Ⅲ-2-12-1</u> 不祥事件の届出の受理等 規則第211条の55第1項第14号に基づく不祥事件の届出の受理にあたっての留意事項等は次のとおりとする。 (1)～(3) (略)</p> <p><u>Ⅲ-2-13</u> ソルベンシー・マージン比率の計算 ソルベンシー・マージン比率の正確性等については、規則第211条の59、第211条の60の規定に基づき、保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準（平成18年3月10日金融庁告示第14号。以下、<u>Ⅲ-2-13</u>において「告示」という。）の趣旨を十分に踏まえ、以下の点に留意してチェックするものとし、問題がある場合にはその内容を通知し、注意を喚起するものとする。 <u>Ⅲ-2-13-1</u>～<u>Ⅲ-2-13-3</u> (略)</p>	<p><u>Ⅲ-2-11</u>・<u>Ⅲ-2-12</u> (略)</p> <p><u>Ⅲ-2-13</u> 不祥事件への対応 <u>Ⅲ-2-13-1</u> 不祥事件の届出の受理等 規則第211条の55第1項第14号に基づく不祥事件の届出の受理にあたっての留意事項等は次のとおりとする。 (1)～(3) (略)</p> <p><u>Ⅲ-2-14</u> ソルベンシー・マージン比率の計算 ソルベンシー・マージン比率の正確性等については、規則第211条の59、第211条の60の規定に基づき、保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準（平成18年3月10日金融庁告示第14号。以下、<u>Ⅲ-2-14</u>において「告示」という。）の趣旨を十分に踏まえ、以下の点に留意してチェックするものとし、問題がある場合にはその内容を通知し、注意を喚起するものとする。 <u>Ⅲ-2-14-1</u>～<u>Ⅲ-2-14-3</u> (略)</p>